

令和3年9月30日

一般社団法人東京経営者協会

会長 富田 哲郎 様

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

テレワークの継続的な取組等について (要請)

今般、国において、9月30日(木)をもって緊急事態宣言が解除されることが決定されました。これまでの感染拡大防止に向けた取組へのご協力やワクチン接種の進捗等により、新規陽性者数は継続して減少しており、医療提供体制も改善傾向にあります。

今後、感染が再拡大し、再度の医療逼迫が起こることを避けるためにも、感染を一層抑制していく必要があることから、都として10月1日(金)から10月24日(日)までを「リバウンド防止措置期間」とすることとしました。

事業者の皆様におかれては、この期間中、引き続き、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減にご協力をお願いします。

また、職場での感染防止に向けては、各企業がガイドラインに沿った対策を確実に行うとともに、換気・消毒・マスク着用といった基本的対策を一層徹底していただくようお願いいたします。出勤せざるを得ない従業員の方の20時までの早期終業・帰宅にも、引き続きご協力をお願いします。

こうした取組を着実にを行い、人流の抑制等を図るため、貴団体の加盟企業・団体等に働きかけて頂きますよう、お願い申し上げます。